

雲南市監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定により雲南市職員措置請求に基づく監査を実施したので、同条第5項の規定により公表する。

令和5年5月8日

雲南市監査委員 渡部 彰 夫
雲南市監査委員 周藤 正 志

雲南市職員措置請求に基づく監査結果について（公表）

令和5年3月24日受理した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による雲南市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について監査を行ったので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和5年3月14日である。

3 請求の内容

請求人提出の雲南市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

令和4年11月頃、自宅に設置してある浄化槽の臭いがするようになり、この浄化槽の点検・清掃業者であるA社に問い合わせたところ令和3年11月に雲南市水道局下水道課（以下「水道局」という。）から休止の指示がでており、再開の指示もないので点検や清掃を行っていないとのことであった。A社に現場の確認に来てもらったところ、送風機も止まっている状態だった。

この浄化槽は水道局が管理すべきものであり、使用者は中止や再開する場合には水道局に届け出るようになっていたが私は今まで水道局宛に浄化槽使用の休止届を提出した覚えはない。浄化槽の使用料金は、口座引き落としにより令和3年11月以降も支払い続けていることを確認している。また、この間、上水道は従来どおり給水を受け、汚水はこの間も浄化槽に流していた。

令和4年11月30日、浄化槽の管理者である水道局に電話で「1年以上にわたり浄化槽の点検・清掃が行われていない。また、送風機も止まっている。なぜか。」と問い合わせた。同日、水道局職員B氏が現地の確認

をし、送風機の取り換えが必要であり明日、再度、伺うと言って帰庁した。翌12月1日にB氏が送風機の取り換え作業前に私の経営する会社事務所を訪れた際に、顛末の説明を求めたが再開の指示書を出すと返答するだけだった。休止期間中の使用料金の返還を求めたが返答がなかったため、帰庁後、上司と相談の上、返答するよう求めた。

12月8日、再開の指示を受けたA社により浄化槽の清掃を行ってもらったが、再開にあたり浄化槽の再開届けを提出した覚えはなく、私が全く関知しないところで休止と再開が勝手に行われていた。

私の父が所有する貸家もA社に確認したところ、令和3年1月に休止届が出されていたとのことだった。水道局も事態に気付いたようで、いつの間にか貸家についても再開の指示書を出し、清掃が行われた。自宅同様、休止期間中も浄化槽使用料を支払い続けており、また、休止届も再開届けも出していないにもかかわらず、何の説明もなく勝手に中止と再開が行われていた。

令和5年1月31日水道局の局長と次長が私の会社の事務所を訪れ、市長名の文書を持参して謝罪した。休止期間中の使用料金の返却を求めたが「浄化槽の休止期間中も汚水は流せていたので問題はない、健康上の被害が発生して居れば話し合いには応ずるが、現状では問題が発生していないので返金する必要はない。」とのことであった。汚水を流せていたことには間違いないが、本来、汚水を浄化し、きれいな水として河川に放流するという基本的な業務、職務が果たされて初めて使用料金の要件が満たされると考える。浄化槽の管理者である水道局は職責を果たしていないのに使用料金の返還をしない、ということは到底納得できない。私は本件に関し、これまでの経緯と水道局の事務のあり方や対応に憤りを覚える。法令違反や条例違反を行っていた水道局の職員が何の処分もなしに済まされるようなことがあってはならない。

(2) 措置要求

- ① なぜ、こうした事態を惹起したのか真相を明らかにすること
- ② 休止期間中に支払い続けた使用料金を返却すること（自宅分と貸家分）
- ③ 支払った使用料金の行方を明らかにすること
- ④ 法令に違反した同様な事案がほかにないか、徹底した調査をすること
- ⑤ 本件に関係した職員の厳正な処分を行うこと
- ⑥ 職員教育を徹底的に行い、再発防止策を講じること
- ⑦ 本件に関係した職員に厳正な処分を行うこと
- ⑧ 河川の水質を管理すべき保健所と市の責任を明らかにすること
- ⑨ 形式的な謝罪ではなく、真摯に反省し謝罪すること

4 請求の要件審査

本件請求について、法第242条の所定の要件を具備しているものと認めこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

水道局下水道課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年4月7日請求人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対し、請求人から監査請求書の陳述及びその補足がなされた。なお、新たな証拠の提出はなかったが、陳述の際、内容の一部訂正と一部削除及び修正の申し出があり、監査委員は合議によりこれを承認した。

○補足 「私の父が所有する貸家」の所在地及び戸数

所在地 略

戸数 1戸

○一部訂正 請求書（令和5年3月14日提出）P. 2 1行目

「令和3年1月」を「令和3年11月」に訂正

○一部削除及び修正

請求書（令和5年3月14日提出）P. 2 下から4行目

「⑦本件に関係した職員に厳正な処分を行うこと」を削除し、
以下⑧を⑦に⑨を⑧に修正

3 関係職員の陳述

令和5年4月10日関係職員らに陳述の機会を与えたところ、請求書に記載されている日付の相違について陳述がなされた。これに対し、証拠の提出を求めたところ証拠の提出があった。

4 監査対象事項

住民監査請求による監査の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られる。本件請求では、水道局における事務のあり方や対応について請求人により指摘されているが、それらの適否を判断することは、住民監査請求の対象となりうる個別具体的な財務会計上の行為の違法性を問題とするものとは言えない。

よって、請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判

断して、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 違法、不当に財産の管理を怠る事実について

① 自宅の浄化槽

水道局が、請求人の自宅に設置してある個別浄化槽について、請求人が使用中であるにもかかわらずその管理を怠ったことは、違法、不当に財産の管理を怠る事実にあたるか。

② 貸家の浄化槽

水道局が、請求人の親族の所有する貸家に設置してある個別浄化槽の管理について、違法、不当に財産の管理を怠る事実があったか。

(2) 市への財産的損害の発生又はその可能性について

① 自宅の浄化槽

請求人の自宅に設置してある個別浄化槽について、管理を怠ったことによる市への財産的損害の発生又はその可能性は認められるか。

② 貸家の浄化槽

貸家に設置してある個別浄化槽の管理について、違法、不当に財産の管理を怠る事実が確認された場合、市への財産的損害の発生又はその可能性は認められるか。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 事実関係の確認

本件請求について、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 違法、不当に財産の管理を怠る事実について

本件請求の個別浄化槽は、浄化槽法第2条第1項第1号の2の規定に該当する浄化槽であるため、市の所有に属する公有財産であり、法第237条第1項に規定する財産に含まれる。浄化槽の保守点検及び清掃については、浄化槽法の規定に基づき実施しなければならない。なお、浄化槽法に規定する浄化槽清掃業者にこれを委託することができるとされており、雲南市においては、この保守点検及び清掃を浄化槽清掃業者（以下「管理委託業者」という。）に委託している。

また、雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第197号。以下「条例」という。）の規定に基づき維持管理等を行っている。条例第15条において使用開始等の届出は使用者が届け出なければならないとされており、雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年規則第118号。以下「規則」という。）第11

条において下水道等使用開始等届（様式第13号）によるものと規定されている。

しかし、水道局は、雲南市水道事業給水条例（平成16年条例第299号）第16条の規定による申込み（水道・下水道使用開始届）及び第21条第1項第1号の規定による届出（水道・下水道使用中止届）により事務処理を行っていた。そのため、使用者以外の者からの届出も受け付けており、その届出に基づき雲南保健所へ浄化槽法第11条の2第1項に規定されている休止届及び浄化槽法第11条の2第2項に規定されている再開届を提出していた。以下、水道局の行った事務処理について、①自宅の浄化槽、②貸家の浄化槽の場合でそれぞれ確認した。

① 自宅の浄化槽

当該浄化槽については、令和3年10月12日にC社から届出のあった貸家の水道・下水道使用中止届を請求人の自宅の浄化槽と取り違え、雲南保健所へ令和3年11月15日付けで休止届を提出し、令和3年11月16日付けで管理委託業者へ管理一時中断の指示を出した。令和4年12月1日（水道局の主張する日付。請求人は令和4年11月30日と主張している。）請求人からの問い合わせにより取り違えていたことに気づき、令和4年12月1日付けで再開の指示を管理委託業者へ行い、雲南保健所へも再開届を提出した。

その届出の取り違い期間中（令和3年11月1日から令和4年11月30日）使用している浄化槽にもかかわらず、浄化槽法第10条第1項の保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条第1項の定期検査が行われていなかった。

その後、次のとおり清掃、定期検査、保守点検が行われた。

令和4年12月8日 清掃（浄化槽法第10条第1項）

令和5年2月27日 定期検査（浄化槽法第11条第1項）

令和5年3月8日 保守点検（浄化槽法第10条第1項）

なお、令和3年11月15日付けの休止届及び令和4年12月1日付けの再開届は、令和5年4月13日付け下水第15号で雲南保健所へ取下書を提出している。

② 貸家の浄化槽

当該浄化槽については、貸家で入退居が頻繁に行われているため、浄化槽は間欠的に使用されている。

入居者の退居に伴い、令和2年6月10日付けで雲南保健所に休止届を提出した。その後、令和3年10月12日には、C社から「修繕作業に使用する」とし、令和3年10月18日水道・下水道使用開始、令

和3年10月29日水道・下水道使用中止の届出があった。

令和3年10月29日には、貸家の新たな使用者から水道・下水道使用開始の届出があり、使用の開始を知っていたにもかかわらず、令和4年4月19日まで雲南保健所に再開届を提出していなかった。再開届を提出するまでの間、浄化槽法第10条第1項の保守点検が実施されていなかった。

毎年1回行わなければならない浄化槽法第10条第1項の清掃については、令和4年4月19日付けで管理委託業者へ、令和4年度中に行う必要はないという指示を出していた。

さらには、毎年1回行わなければならない浄化槽法第11条第1項の定期検査についても実施されていなかった。

令和4年4月19日以降において、次のとおり清掃、定期検査、保守点検が行われた。

令和4年4月22日 保守点検（浄化槽法第10条第1項）

令和4年7月13日 保守点検（浄化槽法第10条第1項）

令和4年10月13日 保守点検（浄化槽法第10条第1項）

令和5年1月17日 保守点検（浄化槽法第10条第1項）

令和5年3月15日 定期検査（浄化槽法第11条第1項）

令和5年4月14日 清掃（浄化槽法第10条第1項）

(2) 市への財産的損害の発生又はその可能性について

① 自宅の浄化槽

当該浄化槽について、令和4年12月8日実施の清掃記録票の所見及び管理者への連絡事項欄「内部設備の破損・変形 無」、「修理の必要性 無」、令和5年2月27日実施の法定検査結果書の判定において「おおむね適正」、令和5年3月8日実施の保守点検報告書において、「槽の水平状況 良」、「水位の異常 無」、「隔壁の破損 無」、「マンホールの固定・破損 無」という結果であった。また、令和5年4月12日に監査委員による実地監査を請求人立会いの上で行った。

② 貸家の浄化槽

当該浄化槽について、令和5年1月17日実施の保守点検報告書において、「槽の水平状況 良」、「水位の異常 無」、「隔壁の破損 無」、「マンホールの固定・破損 無」、令和5年3月15日実施の法定検査結果書の判定において「おおむね適正」、令和5年4月14日実施の清掃記録票の所見及び管理者への連絡事項欄「内部設備の破損・変形 有（放流ポンプフロートスイッチ始動不良有り）」、「修理の必要性 有」

という結果であった。また、令和5年4月12日に監査委員による実地監査を請求人立会いの上で行った。

(3) 職員の処分について

雲南市長は、令和5年3月30日付けで、雲南市管理浄化槽の維持管理業務に関する法令違反等があったとして水道局職員3名に対し懲戒処分を行った。

(4) 雲南保健所長からの厳重注意について

雲南保健所長は、令和5年3月14日付け雲保第1778号「公共浄化槽の適正管理について」で雲南市長に対し厳重注意を行った。

これに対し、水道局は令和2年4月1日以降休止扱いとしていた浄化槽について調査し、その結果について令和5年4月18日付け下水第22号「公共浄化槽の適正管理について」で回答している。

また、令和2年4月1日以降に使用開始及び再開した浄化槽について追加調査を実施し、その結果について令和5年4月18日付け下水第23号「市管理浄化槽の維持管理業務に関する不適切事案について」で報告している。

これらの文書により、本件請求に係る浄化槽を含む市の浄化槽維持管理業務における不適切事案の顛末、対応及び再発防止策等について回答・報告している。

2 監査委員の判断

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関若しくは職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、当該行為の防止、是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求し、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることなどを目的とするものである。よって、単に違法行為等の事実があるだけでなく、その行為によって具体的に損害が発生していることが要件となる。

住民監査請求の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、たとえ違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があっても、それが地方公共団体である市に財産的な損害が発生し若しくは発生しようとしていると

認められない場合は、住民監査請求の対象となる行為等には該当しないものとされている（平成6年9月8日最高裁判決）。

このことを前提として、前記の事実関係の確認、並びに関係職員の陳述聴取に基づき、以下のとおり判断した。

(1) 浄化槽の管理について

① 違法、不当に財産の管理を怠る事実について

ア 自宅の浄化槽

届出の取り違い期間中（令和3年11月1日から令和4年11月30日）使用している浄化槽にもかかわらず浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条第1項の定期検査が行われていなかったことは、浄化槽管理者の義務を怠ったことになり、違法、不当に財産の管理を怠る事実に該当する。

しかしながら、当該浄化槽は令和4年12月1日付けで維持管理指示が管理委託業者へ出され、清掃については令和4年12月8日に実施され、定期検査についても令和5年2月27日に実施されている。また、保守点検についても令和5年3月8日に実施されていることから不作為を継続している状態とは言えず、財産の管理を怠る事実は認められない。

イ 貸家の浄化槽

令和3年10月29日に貸家の新たな使用者から水道・下水道使用開始の届出があり、使用の開始を知っていたにもかかわらず、雲南保健所へ再開届を令和4年4月19日まで提出せず、浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条第1項の定期検査が行われていない期間があったことは、浄化槽管理者の義務を怠ったことになり、違法、不当に財産の管理を怠る事実に該当する。

しかしながら、当該浄化槽は令和4年4月19日付けで維持管理指示が管理委託業者へ出され、保守点検はすでに4回実施され、定期検査についても令和5年3月15日に実施されている。また、清掃についても令和5年4月14日に実施されていることから不作為を継続している状態とは言えず、財産の管理を怠る事実は認められない。

② 市への財産的損害の発生又はその可能性について

ア 自宅の浄化槽

当該浄化槽の清掃記録票（令和4年12月8日実施）、法定検査結果書（令和5年2月27日実施）、保守点検報告書（令和5年3月8日実施）の内容を確認したところ、浄化槽本体に破損があるとは言え

ず、市への財産的損害は認められない。

イ 貸家の浄化槽

当該浄化槽の保守点検報告書（令和5年1月17日実施）、法定検査結果書（令和5年3月15日実施）、清掃記録票（令和5年4月14日実施）の内容を確認したところ、浄化槽本体に破損があるとは言えず、市への財産的損害は認められない。

なお、清掃記録票において、「内部設備の破損・変形 有」、「修理の必要性 有」として放流ポンプのフロートスイッチの始動不良との指摘を受けているが、放流ポンプ自体は私的設備となるため、市の公有財産には該当しない。

（2）その他

請求人は、「使用料の返還」、「使用料の行方を明らかにすること」、「職員教育を徹底的に行い、再発防止策を講じること」、「河川の水質管理上の責任を明らかにすること」並びに「真摯に反省し謝罪すること」を求めているが、これらは法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象となり得る個別具体的な財務会計上の行為若しくは怠る事実の違法不当性を問題とし、当該行為の防止、是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填するための「必要な措置」には該当しないと考える。

また、「法令に違反した同様な事案がほかにないか、徹底した調査」を求めているが、監査請求は、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に適示することを要する。監査請求書及びこれに添付された事実を称する書面を総合しても、監査請求の対象が具体的に適示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないもの言わなければならない。（平成2年6月5日最高裁判決）よって、請求人の求める「法令に違反した同様な事案がほかにないか、徹底した調査」は、法第242条第1項にある「必要な措置」には該当しないと考える。

さらに請求人は、「本件に関係した職員に対しての厳正な処分」を求めているが、処分に係る判断については、職員に懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべき（昭和52年12月20日最高裁判決）とされている。よって本件に係る懲戒処分の判断は、懲戒

権者である市長に委ねられるべきであり、請求人の求める職員の処分は、法第242条第1項にある「必要な措置」には該当しないと考える。

よって、以上の求める措置については、住民監査請求の適格性を欠くものと判断した。

3 結論

本件請求については、請求人の措置要求を棄却する。

第4 監査委員の意見

監査の結果は以上のとおり判断したところであるが、雲南市污水处理施設整備構想では、集合処理区の施設の連携、統合を中心とした施設整備と運営管理を図るとともに、集合処理区以外については、引き続き浄化槽整備を実施していくことが示されている。浄化槽は、少子高齢化・人口減少社会において効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに応え続けることができる分散型インフラでもある。この特徴を生かし「污水处理サービス」の一環とし長期にわたり安定的、効率的に管理、運営していくことが重要である。

よって、以下の点について改善されるよう市長に対し要望する。

1 法令遵守

浄化槽管理について、必要な予算の確保と法令遵守により適切な運営と業務管理を徹底されたい。

使用開始等の届出は、条例に基づき使用者が届け出なければならないとされているが、現状は雲南市水道事業給水条例の規定による申込み及び届出をもって、使用者以外の者からの届出も受け付けている。

この事務処理は、条例の規定に抵触するため、水道事業との関連や使用者の便宜等を考慮の上、条例等を改正されたい。

2 事務処理の効率化、適正化

浄化槽管理は、水道事業との関連があることから、上下水道料金管理システムと浄化槽台帳の連携構築等により、事務処理の効率化を図られたい。また、早急に業務管理マニュアルを作成し、複数人によるチェック機能を強化し業務管理の適正化に努められたい。

3 人材育成と体制強化

雲南市が管理する浄化槽は3, 125基（令和5年4月10日現在）と多く、今後さらに増加が見込まれている。多数の個別浄化槽の管理運営を適切に行うためにも、人材育成と業務管理体制の強化に努められたい。